

通所介護で買い物代行

保険外サービス 厚労省が容認へ

高齢者が日帰りで施設に通う通所介護（デイサービス）で、厚生労働省は全額自費の介護保険外サービスとして、利用者が滞在中に職員に買い物の代行や外出の付き添いなどをしてもらうことを認める方針を決めた。

「い」と見直しを求めているほか、自治体間で運用にはばらつきがあることから、ルールを明確化することにした。夏までに詳細を決め、自治体に通知する。

通所介護利用中の保険外サービスとして新たに認めるのは、買い物代行などのほか、施設での商品販売やレンタルサービスの提供。巡回健診や予防接種も可能にする。

ただし、①時間帯を明確に区分する②利用者の同意

介護保険適用のサービスと保険外サービスを組み合わせることは「混合介護」と呼ばれ、一部制限されている。政府の規制改革推進会議が「使い勝手が悪

を得る③苦情・相談窓口を設けることなどが条件。外部の事業者から便宜供与を受けるサービスを提供することは禁止する。混合介護は保険サービスが始まる前や終わった後であれば現在も可能。ただ、通所介護利用中の時間帯で認められるのは、施設内での理美容と緊急時の併設医療機関受診に限られている。

障害者就職10・6%増1130件

昨年度 8年連続で最多更新

山口労働局は昨年度の障害者への職業紹介状況をまとめた。県内のハローワークを通じた障害者の就職件数は前年度比10・6%増の1130件となり、8年連続で過去最多を更新した。

発表によると、障害の種類では、精神障害者が最多の516件（前年度比12・4%増）で、身体障害者324件（同2・5%増）、知的障害者188件（同8・0%増）、発達障害などその他の障害者102件（同39・7%増）だった。

短時間労働でも給付金を 障害者雇用で厚労省研究会

厚生労働省の有識者研究会は20日、労働時間が短く週20時間未満の障害者を雇った場合でも、雇用促進のため給付金を企業に支給すべきだとする報告書の素案をまとめた。一定割合の障害者を雇用するよう企業などに義務付ける「法定雇用率」に短時間労働の障害者は計上されないため、新たな支援の仕組みを整備して障害者雇用を一層後押しする狙いがある。

ただ、障害者の特性や体力、ストレスの大きさなどによって長時間働くのが難しい障害者も多いほか、より長い時間の勤務に慣れるため短時間で働く人もいる。研究会はこうした事情も踏まえ、短時間労働の障害者を積極的に採用している企業への支援が必要だと判断。今後、障害者雇用を話し合う分科会に報告され、制度の枠組みについて具体的な議論が進む見通しだ。

法定雇用率は、今年4月から民間企業が2・2%に引き上げられた。雇用率を超えて雇うと企業に給付金が支給されるが、短時間労働の障害者雇用はこの枠組みから外れている。

企業の種類では、医療・福祉が335件（同2・1%増）で最も多く、製造業202件（同31・2%増）、卸売・小売業172件（同4・9%増）などと続いた。解雇されたのは24人で、前年度より21人増えた。

企業の障害者の法定雇用率は今年4月から、2%から2・2%に引き上げられた。同労働局は「制度改正や人手不足から、雇用が増えている。障害者の雇用実績がない企業への支援も行い、雇用を促進したい」としている。